

海老名都市計画土地区画整理事業の変更（海老名市決定）

都市計画中新田丸田地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		中新田丸田地区土地区画整理事業		
面 積		約6.7ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	土地利用及び街区構成を考慮し、自動車交通の利便性と歩行者交通の安全性を確保するため、区画道路等を適正に配置する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3・3・5号 中新田近隣公園	
その他の公共施設	下水道 第1号海老名公共下水道 上下水道や雨水貯留浸透施設等の供給処理施設を計画的に整備する。			
宅地の整備		都市交流拠点である海老名駅周辺の中心市街地に隣接している立地特性を活かし、都市機能の集積を促進し、コンパクトでまとまりのある良好な住宅市街地を形成する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

新

名 称		中新田丸田地区土地区画整理事業		
面 積		約6.7ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	土地利用及び街区構成を考慮し、自動車交通の利便性と歩行者交通の安全性を確保するため、区画道路等を適正に配置する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3・3・5号 中新田近隣公園	
その他の公共施設	下水道 第1号海老名公共下水道 上下水道や雨水貯留浸透施設等の供給処理施設を計画的に整備する。			
宅地の整備		都市交流拠点である海老名駅周辺の中心市街地に隣接している立地特性を活かし、都市機能の集積を促進し、コンパクトでまとまりのある良好な住宅市街地を形成する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

旧

名 称		中新田丸田地区土地区画整理事業		
面 積		約6.6ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	土地利用及び街区構成を考慮し、自動車交通の利便性と歩行者交通の安全性を確保するため、区画道路等を適正に配置する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		3・3・5	中新田近隣公園	
その他の公共施設	下水道 第1号海老名公共下水道 上下水道や雨水貯留浸透施設等の供給処理施設を計画的に整備する。			
宅地の整備		都市交流拠点である海老名駅周辺の中心市街地に隣接している立地特性を活かし、都市機能の集積を促進し、コンパクトでまとまりのある良好な住宅市街地を形成する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

海老名市役所周辺地区は、小田急電鉄小田原線海老名駅及び相模鉄道本線海老名駅から約700m南に位置し、商業や業務、行政サービス、生涯学習・文化、医療・福祉等の様々な機能が集積し、多くの人が集まり交流する「都市交流拠点」である海老名駅周辺の中心市街地に隣接している地区です。

海老名市役所周辺地区のうち本区域については「海老名市都市マスタープラン」において、「土地区画整理事業等の導入により新市街地を形成する」こととしており、これにより「周辺の土地利用状況に応じて、中心市街地を補完する機能、公共公益機能及び居住機能を集積させるとともに、地域特性を活かした複合的な新市街地の形成を図る」としています。

こうした中、令和6年3月に本地区を市街化区域に編入するとともに、中新田丸田地区土地区画整理事業の都市計画決定を行い、組合施行による土地区画整理事業が進められています。

この度、本区域内に整備する公園等の利用に資するため、土地区画整理事業施行区域に隣接する水路を改修し、上部を歩行者空間として整備することについて、公共施設管理者と土地区画整理組合との協議が整ったことから、本案のとおり土地区画整理事業を変更するものです。

都市計画を定める土地の区域

- 1 追加する部分
なし
- 2 削除する部分
なし
- 3 変更する部分
海老名市中新田二丁目地内